

平成 20 年度
戦略的大学連携支援事業
公募要領

平成 20 年 3 月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	申請者・申請件数・申請内容	1
(3)	事業規模	4
(4)	選定件数	4
(5)	事業期間	4
3	審査方法等	4
4	要件違反等	
(1)	形式的要件違反	5
(2)	申請要件違反	5
(3)	申請内容の重大な誤謬等	5
5	申請にあたっての留意事項	
(1)	申請書、大学間連携戦略	5
(2)	申請手続	5
(3)	その他	6
6	公表等	6
7	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	7
(2)	取組に対する経費措置	7
(3)	計画等の見直し	7
8	問い合わせ先・スケジュール	7

1 事業の背景・目的

〔背景〕

各大学がそれぞれの機能・特色に応じて多様な発展を果たしていくことが、我が国の高等教育の充実を図る上で重要であり、中でも地方の大学が果たす役割は、その地域における「知の拠点」としての役割からも、また、地域貢献や多様な社会的ニーズを踏まえた人材育成を担う観点からも極めて重要です。

教育再生会議第二次報告（平成19年6月）や昨年6月に閣議決定された経済財政改革の基本方針2007においても、国公私立大学の連携による地方の大学教育の充実に重点的に取り組むことが早急に求められていることを踏まえ、平成20年度から「戦略的大学連携支援事業」を実施します。

〔目的〕

本事業は、国公私立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的としています。

2 事業の概要

（1）募集の対象

国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が連携して行う取組を対象とします。

（2）申請者・申請件数・申請内容

○ 本事業の事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）、申請者は大学等の学長（高等専門学校においては校長。以下「学長等」という。）です。申請は、連携する大学等から一校が代表（以下「代表校」という。）となって行ってください。また、地域のニーズを十分に踏まえた事業とするため、大学等以外に地方自治体及び経済団体等を連携機関（以下、「関係自治体等」という。）として含めることも可能ですが。ただし、大学改革推進等補助金の交付対象は大学等ですので、関係自治体等に当該補助金を交付することはできません。

○ 代表校、連携校（連携する大学等のうち代表校以外の大学等をいう。）に関わらず、一つの大学等は、①総合的連携型、②教育研究高度化型に合わせて2件まで申請することができます。ただし、①総合的連携型に2件申請することはできません。

① 「総合的連携型」

【地元型】

主として、連携を行う大学等の所在地が同一の市町村・特別区又は隣接する

単市町村・特別区内での連携取組。

【広域型】

主として、連携を行う大学等の所在地が、（1）複数の市町村・特別区からなる地域、（2）都道府県、政令指定都市レベルの地域、（3）「地元型」に該当しない市町村・特別区内での連携取組。

② 「教育研究高度化型」

先進的な教育プログラムの共同開発、将来的な複数大学の共同による学位授与や連合大学院等の設置など、教育研究水準の更なる高度化を図る連携取組。

- 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。また、過去に選定され取組期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。
- 当該大学等において、本事業以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組について申請することはできません。
- 連携取組の趣旨・目的、取組内容等をまとめた「戦略的大学連携支援事業」申請書（別添1）を作成するとともに、連携する大学等間で将来目標等を含めた「大学間連携戦略（別添2）」を策定し、申請書と併せて提出してください。
- 本事業の連携取組の例示としては以下のようないいものが挙げられます。
 - ① 大学連携による教育プログラム等の開発、教育力の向上
 - ・ 外国語教育、情報教育など教養教育の連携実施、学際分野の専門教育の連携実施
 - ・ 初修外国語科目や稀少学問分野科目の連携実施
 - ・ 単位互換等を活用した主専攻・副専攻プログラムの構築
 - ・ 教員の教育内容等の改善のための組織的な研修（F D）や職員の職能開発のための組織的な研修等（S D）、教育評価法の共同開発
 - ・ 初年次教育、補習授業の連携実施、障害者学生等の受け入れ手法の共有化
 - ・ 多様な学習歴を持つ学生受入れを目的とした、大学院入学後の補完教育の連携実施
 - ② 教育研究環境の充実のための教育・研究設備の共同利用化
 - ・ I T環境の充実など重点的な新規設備の整備と共有促進のためのネットワーク構築
 - ・ e ラーニングシステムによる単位互換システムの構築
 - ・ 講義教材等をコンテンツ化したオープンコースウェアの開発と共有化
 - ・ 図書館の共同利用

③ 地域の教育研究資源の結集

- ・ 知的財産管理（データベース等を含む）、共同・受託研究受入れ窓口、技術移転事業、インキュベーション施設、研究者データベースなどの产学研連携事業の共同実施
- ・ 留学生・外国人研究者等の共同受入れ体制の構築、海外拠点の整備などの国際交流事業の共同実施
- ・ 入試広報（オープンキャンパス、入試説明会）、高校生向けセミナーの開催など高大連携事業の共同実施
- ・ サテライトキャンパスやエクステンションセンターの共同運営、社会人の学び直し事業など生涯学習事業の共同実施

④ 事務局機能の共有化

- ・ 奨学事業、学生生活支援、学生のキャリア教育・就職支援、ポスドク等のキャリアパス支援事業の共同実施
- ・ 学生や外国人留学生、外国人研究者等が居住する宿舎等及び福利厚生施設、研修所・セミナーハウスの共同管理・運営
- ・ 保育施設の整備による女性研究者キャリアパス支援など、男女共同参画事業の共同実施
- ・ 競争的資金の不正防止体制、安全衛生管理体制に関する研究者への普及啓発などの共同実施
- ・ 設置形態の枠を超えた人事交流による専門スタッフの育成事業

⑤ 教育研究の高度化

- ・ 将来的な複数大学の共同による学位授与に向けた取組など、大学等が連携した学際・複合・新領域分野の教育研究の展開
- ・ 国内外の企業、地方自治体等との積極的な連携による高度専門職業人の育成、学際的教育研究の展開
- ・ 専門職大学院等における複数大学が連携した共通・専門教育の先進的なプログラムの開発

⑥ 上記をはじめとする取組について、地域社会ニーズを踏まえた、関係自治体等とも連携した地域貢献に資する取組

※ 上記の連携取組はあくまで例示であり、実際の申請にあたっては、本事業の目的に沿った連携取組内容で申請してください。

○ 「大学間連携戦略」については、事業目的を明確にするため、事業期間内にとどまらず、事業開始後、概ね10年程度を見通した将来目標、組織再編計画、大学の目指すべき方向性などを具体的に記載してください。

○ 関係自治体等に連携協力を求める際には、その連携効果を実効あるものとするため、「大学間連携戦略」の内容として、連携する大学等と関係自治体等の役割を明確にしてください。

- 本事業に選定された場合は、策定された「大学間連携戦略」を共同で実施する旨の協定を連携する大学等及び関係自治体等間において速やかに締結するととともに、代表校の学長等から文部科学大臣宛に提出してください。なお、正式に策定された「大学間連携戦略」については、文部科学省及び各大学等のWebサイト等において公開するものとします。

(3) 事業規模

- 申請にあたっては、補助事業上限額の枠内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は自己収入等の経費により各大学等が負担することとなります。なお、補助金については、予算の範囲内で調整する場合があります。

申請区分	補助事業上限額（年間）	補助金基準額（年間）
総合的連携型（地元型）	100,000千円以内	50,000千円以内
総合的連携型（広域型）	200,000千円以内	100,000千円以内
教育研究高度化型	200,000千円以内	100,000千円以内

(4) 選定件数

選定件数は、全体として40件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがあります。

(5) 事業期間

3年間以内。

3 審査方法等

本事業の選定のための審査は、大学運営等に経験及び知見を有する有識者・専門家等で構成される「戦略的大学連携支援事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行われます。

なお、選定の過程で、申請書及び大学間連携戦略をもとに選定委員会による面接審査を行うことがあります。面接審査を行う際は、対象となった大学等に対して、別途、選定委員会よりその旨を案内します。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書等の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
- ② 「連携取組の概要」の規定文字数を超過した場合（400文字）
- ③ 各様式の規定ページ数を超過した場合
- ④ 指定外の資料を添付した場合

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- 「2 事業の概要」の「申請者・申請件数・申請内容」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行ったのち、その件数の範囲を超えることとなる申請については、取り下げていただくこととなります。）

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

5 申請にあたっての留意事項

(1) 申請書、大学間連携戦略

「平成20年度「戦略的大学連携支援事業」申請書等の作成にあたって」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書及び大学間連携戦略を作成し、代表校の学長等から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 申請手続

持参の場合は、申請書及び大学間連携戦略を、平成20年6月10日（火）～11日（水）（午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。）の期間内に提出してください。

郵送等の場合は配達が証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもつて発送し、平成20年6月10日（火）～11日（水）の期間内に必着するようしてください。

【提出書類】

平成20年度「戦略的大学連携支援事業」申請提出書 1部

平成20年度「戦略的大学連携支援事業」申請書 30部

平成20年度 戦略的大学連携支援事業「大学間連携戦略」 30部

【持参先】

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省16階 16F1会議室

【郵送先】

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局内（14階）

「戦略的大学連携支援事業選定委員会」事務局

※梱包箱等に「戦略的大学連携支援事業申請書」と朱書きで記載してください。

【宅配先】

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省16階 16F1会議室

「戦略的大学連携支援事業選定委員会」事務局

※梱包箱等に「戦略的大学連携支援事業申請書」と朱書きで記載してください。

(3) その他

- 申請書等提出後の差し替えや訂正は申請受け付け期間中を除き認めません。
- 提出された申請書等は返還しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

6 公表等

募集締切後、申請大学等名、申請区分、取組名称を公表する予定です。また、選定された取組についても、取組概要等についても公表する予定です。

本事業の趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、「大学間連携戦略」のほか、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供することを義務付けます。

なお、文部科学省において、事例集の作成やフォーラムの開催を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された大学等に参加していただくこととします。）。また、「大学間連携戦略」に基づき、事業が展開されているかについて状況調査を行う場合があります。

7 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された大学等には、学長等宛に選定結果を通知します。

(2) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公私立大学等を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

ただし、選定された取組が、国公私を通じた大学教育改革支援プログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画（連携取組に係る経費）を作成してください。

(3) 計画等の見直し

選定にあたっては、選定委員会等の意見を踏まえ、連携取組の計画や「大学間連携戦略」の内容等について修正を求めることがあります。

8 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課（東館14階）

電話：03-5253-4111（内線3319、3321）

《スケジュール》

○公募説明会及び個別相談会（出席には登録が必要です。登録方法等については、以下の文部科学省Webサイトを参照ください）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/senryaku2/08031306.htm

・大阪会場「大阪国際交流センター」

【公募説明会】平成20年4月7日（月）10：30～12：00

【個別相談会】平成20年4月7日（月）13：00～17：00

・東京会場「メルパルク東京」

【公募説明会】平成20年4月9日（水）10：30～12：00

【個別相談会】平成20年4月9日（水）13：00～17：00

○申請書の提出期限

平成20年6月10日（火）～11日（水）（必着）

○面接審査（面接審査を実施する場合）

平成20年8月上旬頃

○選定結果の通知（予定）

平成20年8月中旬頃